

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で収入の減少、休業、失業をやむなくしたことにより当座の生活費が必要な世帯です。
- 3 借入限度額は、一世帯につき、原則 10 万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20 万円とします。
 - (1)世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - (2)世帯員に要介護者がいる場合
 - (3)4人以上の世帯である場合
 - (4)世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i 新型コロナウイルス感染症防止拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子。
※小学校等とは、小学校、幼稚園・保育園など、特別支援学校は高等部までを想定。
 - (5)その他、特に資金の貸付需要があると社会福祉協議会長が認めるとき
- 4 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借り入れた金額を即座に返金していただきます。
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
- 5 今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借り入れはできません。
- 6 申込みは借り入れを希望する本人が申込手続きを行うこととなります。やむを得ない理由により本人が申込をできない場合は、代理人申請とし、委任状の提出（様式自由）をお願いします。
- 7 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証や健康保険証、住民票などの身分を証明する書類（以下「身分証明書等」という。）の提示が必要となります（本人の住所・氏名・生年月日を確認するため、複数の書類での確認が必要となることもあります）。このほか、本人印鑑及び振込口座（本人名義）が確認できる通帳が必要となります。
- 8 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 9 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。また、申込書記載の連絡先、住所地の自治体等に確認することがあります。
- 10 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくこととなります。

11 生活保護受給世帯の場合、申込は不可能です。

12 申込受付後、静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。審査結果について書面での通知をいたします。また、貸付不承認の場合、提出された借用书は県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。

13 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。申込日から 7日程度（土日祝除く）かかりますので、ご了承ください。なお、ネット銀行口座への振込みはできません。

14 償還について、静岡県において今回の特例貸付を受けた者は据置期間 12 か月以内、償還期間 24 か月以内（個別設定可）となります。生活が落ちつき、本人の希望により償還開始前や償還期間中に早めに償還、または一括償還等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。

【参考】償還期間 24 か月の場合の償還月額

借入金額 10 万円の場合・・・月額 4,160 円(最終回は 4,320 円)

借入金額 20 万円の場合・・・月額 8,330 円(最終回は 8,410 円)

15 無利子による貸付けですが、償還期間経過後は残元金に対して延滞利子（年利3%）が発生します。

16 資金を借り受けた者は、借入期間中または償還期間中に、住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。

17 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

18 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70
TEL054-254-5244 FAX054-251-7508

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

- 1 本資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 本資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で収入の減少、休業、失業をやむなくしたことにより当座の生活費が必要な世帯です。
- 3 借入限度額は、一世帯につき、原則10万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、借入限度額を20万円とします。
 - (1)世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - (2)世帯員に要介護者がいる場合
 - (3)4人以上の世帯である場合
 - (4)世帯員に□または□の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i 新型コロナウイルス感染症防止拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子※小学校等とは、小学校、幼稚園・保育園など、特別支援学校は高等部までを想定
 - (5)その他、特に資金の貸付需要があると社会福祉協議会長が認めるとき
- 4 本資金の据置期間は、12か月以内とします。
- 5 本資金の償還期限は、据置期間経過後、2年以内とします。
- 6 貸付金の利率は無利子とします。
- 7 貸付金を最終償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3パーセントの延滞利子を支払わなければなりません。
- 8 本資金は、審査のうえ、貸付の可否を決定します。審査結果について書面での通知をいたします。また、貸付不承認の場合、提出された借用書は県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。
- 9 虚偽などの不正が判明したときは、貸付不承認、または全額一括償還となります。
- 10 資金を借り受けた者は、借入期間中、住所・氏名、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに静岡県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 11 借入申込にあたって、静岡県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援課

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70

TEL : 054-254-5244

FAX : 054-251-7508